

# 豊中市立第十七中学校PTA会則

## 第 1 章 名 称

第1条 本会は、豊中市立第十七中学校PTAと称する。

## 第 2 章 目 的

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

1. 学校、家庭および社会における生徒の福祉を増進する。
2. 会員相互の連絡協力によって、民主教育の推進に努め、あわせて社会人としての教養の向上を図る。
3. 学校の教育的諸行事に協力し、教育環境の整備を図る。

## 第 3 章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は特定の政党・宗派にかたよる活動や営利を目的とする行為は行わない。
2. 本会は生徒の健全育成をねらいとし、本旨を目的とする他の団体ならびに機関に協力する。
3. 本会は学校の管理および人事に干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第4条 本会の会員となることができるのは、次のとおりである。

1. 本校に在籍する生徒の保護者(父母又はこれに代わる保護者。以下保護者という。)
2. 本校に勤務する校長および教職員。

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第6条 本会の準会員となることができるのは、次のとおりである。

1. 本校に来年度入学が予定されている生徒の保護者。
2. 本年度卒業生の保護者で定例総会までの期間。

## 第 5 章 会 計

第7条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれに充てる。

第8条 本会の会費は1家庭年額3,000円(250円×12か月)とする。

第9条 本会の経理は総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査委員の監査を経て総会に報告する。

第10条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月末日までとする。ただし新年度予算成立までの経理は、暫定措置として、役員の実任期間において執行することができる。

## 第 6 章 役員及び役員を選出

第11条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 2名 保護者
3. 書記 2名 保護者1名、教職員1名
4. 会計 1名 保護者

第12条 役員の実任期間は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、総会・運営委員会および全委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは代理を務める。

3. 書記は総会、運営委員会の議事および本会の活動に関する重要事項を記録し各種の会合について通知連絡する。
4. 会計は総会で承認した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、監査を経て総会に決算の報告をする。

第13条 役員の任期および資格は次のとおりとする。

1. 役員の任期は4月1日から翌年PTA総会までとする。ただし再任を妨げない。
2. 役員が止むを得ない理由により辞任を申し出た時は、運営にはかり欠員の補充をする。その任期は前任者の残留期間とする。
3. 公選による公職者は役員候補になることはできない。又役員が公職選挙に立候補するときはその役を辞任しなければならない。
4. 再任免除の為、一度役員に就いた会員は、以降の役員選考対象から除外する。ただし本人が希望する場合は再任を妨げない。

第14条 役員の選出は次の方法により行う。ただし教職員の書記は、学校の人事により決定する。

1. 毎年10月に保護者会を行う。
2. 立候補者を募集し、立候補者多数の場合は、臨時運営委員会を設け立候補者を決定する。
3. 役員は総会または文書で全員に諮り決定する。投票で決定する場合は、無記名投票単純多数による。

## 第 7 章 会計監査委員

第15条 本会の経理を監査するため、会計監査委員2名をおく。

第16条 会計監査委員の選出は役員の推薦により本人の同意を得て、会長が委嘱し総会で承認を得る。

第17条 会計監査委員は毎年2回(10月・3月)に定例監査を行い、総会にその結果を報告する。

## 第 8 章 総 会

第18条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第19条 総会は会長が招集し、定足数は全家庭数の5分の1以上の出席者とし(委任状を含む)議決は出席者の過半数による。

第20条 定期総会は毎年5月に開き、事業報告および計画・予算決算の承認・その他、重要事項を審議する。

第21条 臨時総会は運営委員が必要と認めた場合、または全家庭数の5分の1以上の要求があった場合、会長が招集する。

## 第 9 章 運営委員会

第22条 運営委員会は本会の役員・各セクションのサポーターおよび校長、教頭をもって構成する。

第23条 運営委員会は定例会のほか会長が必要に応じて随時招集することができる。

第24条 運営委員会は会則ならびに総会の決議に基づいて本会を運営する。

## 第 10 章 各種セクション

第25条 本会員の活動を円滑にするために次のセクションを設ける。

各セクションごとにサポーターの立候補者を募集し、応募者多数の場合は、抽選にて選出する。

1. PTA広報誌サポーター

- 年2回PTA広報「漸」の発行を通じて、会員相互の理解と意識の向上に努める。
2. 体育大会サポーター  
体育大会の受付などの運営補助を通して、学校行事に協力する。
  3. 地域見守りサポーター  
地域清掃の企画・運営、地域だよりの発行を通じて、生徒の校外生活の安全に協力し、地域社会と連携して青少年の健全育成に努める。
  4. スクール・クリーンサポーター  
学校施設などの改善を図ることを企画・運営し協力する。
  5. レクリエーションサポーター  
学年懇談会、親睦会などを企画し、学校と生徒・保護者との連絡調整に努め、学年運営、学校運営に協力する。  
人権学習会、保健体育活動などへの参加、広報に努める。

第26条 学校長はあらゆる会合に出席して意見を述べることができる。

## 第 11 章 付 則

第27条 この会則は昭和57年6月23日より実施する。この会則について疑義を生じた場合、運営委員会の解釈に従い、不備な点は一般社会の通念によって補う。

第28条 この会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とし、改正案は総会の7日前までに全会員に通知しておかねばならない。

(附 則)

1. 1993(平成5)年10月22日一部改正.
2. 1999(平成11)年4月30日一部改正.
3. 2000(平成12)年11月18日一部改正.
4. 2013(平成25)年5月17日一部改正.
5. 2015(平成27)年9月25日一部改正.
6. 2019(令和元)年5月10日一部改正.
7. 2021(令和3)年5月17日一部改正.
8. 2022(令和4)年5月13日一部改正.
9. 2023(令和5)年5月22日一部改正.